



令和2年(2020年)8月 第65号

〒871-0055 中津市殿町1383-1 中津商工会館3階 TEL 0979-22-3311 FAX 0979-22-9898
URL <http://hojininkai.zenkokuhojininkai.or.jp/nakatsu/> E-mail: ho-nakat@orion.ocn.ne.jp

医療従事者の皆さん、ありがとう!!



新型コロナウイルス感染症 相談・受診について

もしかしてコロナかも?!と思ったら…

相談・受診の前に

- 体温を測定して記録しておく
- 風邪症状のときは、休んで外出を控える

かかりつけ医または
最寄りの医療機関に
電話相談



- 医療機関の指示に従って受診
- マスクを着用して受診
- 複数の医療機関受診は控える
(感染拡大につながる)

保健所に相談

- 息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状がある場合
- 重症化しやすい方で、発熱や咳など比較的軽い風邪症状のある場合
 - 高齢者
 - 糖尿病、心不全、呼吸器疾患がある方
 - 免疫抑制剤や抗がん剤使用の方
 - 人工透析をしている方・妊婦
- 発熱や咳など比較的軽い風邪症状が続く場合

医師か保健所の判断でPCR検査を行います



目次

表紙	1	国税庁よりお知らせ	5
中津税務署関係	2	緊急経済対策における税制上の措置	6・7
地域社会貢献事業	3	広告	8
今後の日程、新規加入会員のご紹介	4		

消費税期限内納付

推進運動

中津税務署関係**着任のごあいさつ**

中津税務署長
緒 方 稔 泰

この度の定期人事異動により、福岡国税局総務部人事第二課長から中津税務署長に着任いたしました緒方でございます。

はじめに、「令和2年7月豪雨」におきまして、被災されました皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

さて、私自身、今回初めて中津税務署での勤務となります。中津市は県北の中核都市として古くから栄え、福沢諭吉旧居や国の重要文化財である五百羅漢などの石仏群が安置されている羅漢寺、名勝耶馬渓など多くの名所旧跡を有するなど、全国でも有数な観光地であるとともに、中津港を中心とした自動車等関連企業の集積を誇り、また、東九州自動車道の全線開通により、北部九州での流通拠点として、今後一層の発展が期待されているところです。

そんな輝かしい歴史と伝統のある中津市で勤務できますことを大変光栄に思っております。

一方、近年の税務行政を取り巻く環境は、マイナンバー制度の導入、経済取引のグローバル化やICT・AIの進展による情報化社会への急速な発展など、大きく変化している中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から「新しい生活様式」も示されており、今後、社会経済活動などにも更なる影響を与えることが予想されます。

このような中、公益社団法人中津法人会の会員の皆様方には、日ごろから税務行政の円滑な運営に対しまして、深い御理解と多大なる御協力を賜っておりますことを厚く御礼申し上げます。

「税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である」という貴会の理念に従い、税法研

修会、公開研修会等を通じた税知識の普及啓蒙、企業発展のための情報提供や会員相互の交流等活発に活動されておられるとともに、青年部会、女性部会を中心とした租税教育活動や各種社会貢献活動にも積極的に取り組まれ、その成果を着実に挙げられるなど、税務行政の円滑な運営に欠かすことのできない大きな役割を果たしております。

また、長年に渡り、組織の充実と強化にも取り組んでこられ、高い組織率を維持されておられるとともに、e-Taxの利用につきましても、皆様方が積極的に利用促進に取り組んでいただいた結果、中津税務署管内の法人のe-Taxの利用割合は、熊本国税局管内の中でも高い水準で推移しているところであります。

これもひとえに出利葉会長をはじめ、役員と会員の皆様が法人会の発展のため、献身的に御尽力された結果であり、その御熱意と御苦労に対しまして深く敬意を表する次第であります。

私どもとしても、今後もできる限りの支援をさせていただきながら、貴会の活動がますます充実したものとなるよう、皆様との連携・協調を図り、強固な信頼と協力関係をもって、納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現するという国税庁の使命を果たすため、引き続き、納税者の利便性の向上及び適正かつ公平な課税・徴収の確保を図るとともに、新型コロナウイルス感染症により影響を受けられている方々に対する税制上の措置等について、積極的な周知・広報や丁寧な相談対応に取り組む所存であります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、e-Taxやスマホ申告などのICTを利用した自宅等からの申告の更なる推進及びダイレクト納付をはじめとするキャッシュレス納付の利用拡大の勧奨にも積極的に取り組んでまいりたいと思っておりますので、皆様方におかれましては、今後とも税務行政の円滑な運営に対する一層の御理解と御協力を賜わりますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、公益社団法人中津法人会のますますの御発展と、会員の皆様方の御健勝並びに会員企業の御繁栄を祈念いたしまして、私のあいさつとさせていただきます。

令和2年度 中津税務署職員異動のお知らせ

(令和2年7月10日付)

課・部門	役 職	前任者（異動先）				後任者（前任地）			
		氏 名	部 署	課・部門	役 職	氏 名	部 署	課・部門	役 職
署 長	—	畠中 義之	熊本局・課税部	法人課税課	課 長	緒方 稔泰	福岡局・総務部	人事第二課	課 長
総 務 課	課 長	内布 真也	(留 任)			内布 真也	(留 任)		
法人課税部	統 括 官	篠原 真一	(留 任)			篠原 真一	(留 任)		

地域社会貢献事業**第9回定時総会****開催日：令和2年6月1日（月）****会 場：中津商工会館**

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止から本年度は理事・監事のみで開催しました。

中津法人会 会長表彰 日高正義 山本寛泰

庄司貴之

推進員 江藤玲子 山口晃人

審議事項では令和元年度事業報告書及び収支決算書の報告があり、武内竜一郎監事から監査報告の後、満場一致で承認されました。

**大分県連・総会****開催日：令和2年6月12日（金）****会 場：レンブラントホテル大分**

本年度の大分県連定時総会は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、規模を縮小して開催されました。

中津法人会から出利葉会長が出席し、全法連会長表彰功労賞に岡崎誠一理事、大家党理事が、大分県法人会連合会会長表彰功労賞に野依達也常任理事、宮崎清人理事が発表されました。

また、会員増強表彰の高成績長期継続維持部門で優秀賞、新規加入会員数部門で努力賞、福利厚生制度推進表彰の高役員加入率部門で優秀賞を受賞しました。

**節電うちわ・まんが本等寄贈****開催日：令和2年7月14日（火）****会 場：中津市役所副市長室**

毎年中津祇園祭で「節電うちわ」を女性部会会員が配っていましたが、今年は新型コロナウイルス感染防止のため中止となりました。

そこで新型コロナウイルスのため大きな影響が出ている子ども達を応援するため、児童クラブ等に節電うちわ1,000本、税のまんが本（まんが おじいさんの赤い壺）150冊、鉛筆300本を寄贈しました。



今後の日程



令和2年度の事業について、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅な変更が続いています。※7月31日現在

中止

- 第37回法人会全国大会（岩手・10/8）
- 第34回法人会全国青年の集い（島根・11/6）
- 第15回法人会全国女性フォーラム（愛媛・11/25）
- 中津法人会青年部会員会議、女性部会員会議
- 節電うちわの街頭配布
- 公開時局講演会
- 中津近郊ジュニアバレーボール大会

1年順延

- 県連女性フォーラム in 宇佐
- 県連青年の集い大分大会



新規加入会員のご紹介



ご加入ありがとうございました。

また、ご入会にご尽力くださった方々に厚く御礼申し上げます。

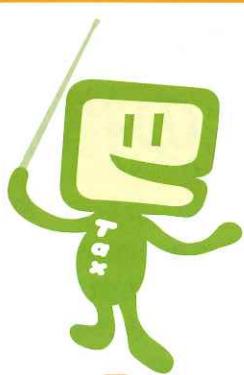
（令和元年4月～令和2年3月末受付まで）



法人名	代表者	支 部
(株)北九州銀行中津支店	小 原 修	豊田2
(株)グリーンヴィレッジ	小 門 哲 生	今 津
(株)レアナル	椎 木 義 隆	如 水
(株)ダイシン	手 嶋 信太郎	如 水
エモト商事(株)	江 本 哲 也	沖代1
(株)幸人	小 川 純 平	豊田3
マルホン食品(有)	本 間 芳 治	如 水
(株)ライラック九州	岡 部 浩 之	北 部
小山フェンス(株)中津支店	矢羽田 美智弘	大 幡
(有)リカーショップ古城	古 城 新 治	豊田3
(医)ながの歯科医院	長 野 敏 朗	如 水
(社)小楠福祉社会おぐすこども園	酒 井 直 樹	小 楠
(医)和田胃腸科内科クリニック	和 田 孝 次	小 楠

※入会年月日順

会員募集中!! 中津法人会では会員の募集を行っています。ご加入及びご紹介をお願い致します。



国税の納付は、簡単・便利な国税庁 ダイレクト納付をご利用ください

ダイレクト納付とは

e-Taxを利用して電子申告・徴収高計算書データの送信又は納付情報の登録をした後に、簡単な操作で、あらかじめ届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の手段です。



スマホ・タブレットでもOK!

簡単

- インターネットを利用できる端末があれば、利用可能です！
- インターネットバンキングの契約が不要です！
- 利用者識別番号(ID)と暗証番号(PW)のみで納付手続が行えます！
- ⇒電子証明書の添付やICカードリーダライタは不要です

便利

- 金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません！
- ⇒源泉所得税を毎月納付している方に便利です
- 即時又は納付日を指定して納付することができます！
- 税理士が納税者に代わって納付手続を行なうことができます！
- 納付する際に、預貯金口座を選択できます！
- 納期限前の計画的な納付(予納)が簡単にできます！

地方税より
新たな納付
方法のご案内

○2019年10月から『地方税共通納税システム』が開始します。NEW
個人住民税(特別徴収分)も電子納付をすることができます。
詳しくはe-TAXホームページ(www.eltax.jp)をご覧ください。
※国税と地方税の電子納税の利用手続は、それぞれ別々に必要となります。
なお、地方税共通納税システムは、地方税共同機構が運営しています。

ダイレクト納付を利用するには

ダイレクト納付利用可能金融機関に預貯金口座がある

利用可能金融機関は国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)でご確認ください。

e-Taxの利用開始手続をする

e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)から、「e-Taxの開始届出書」をオンラインで提出し、利用者識別番号を取得してください(即時発行されます)。

※既に利用者識別番号を取得済の方は二重に手続することないようにご注意ください。

ダイレクト納付利用届出書を提出する

「ダイレクト納付利用届出書」にご利用になられる預貯金口座を記載し、署名、押印の上、書面で税務署に提出してください。

なお、納付する際に預貯金口座を選択するには、ご利用になられるすべての預貯金口座についてあらかじめ「ダイレクト納付利用届出書」を提出しておく必要があります。

※ダイレクト納付が利用可能となるまでには、「ダイレクト納付利用届出書」を書面で提出してから、1か月程度かかります。

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ 緊急経済対策における税制上の措置

令和2年4月30日に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」等が国会で成立し、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている事業者等に対し、緊急に必要な税制上の措置が講じされました。

1 納税の猶予制度の特例

イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、**無担保かつ延滞税なしで1年間**、納税を猶予する特例が設けられます。基本的には**全ての税目**が対象です（印紙で納付する印紙税等は除く）。また、社会保険料についても同様の特例措置が講じられます。

特例の概要

- ▷ 令和2年2月から納期限までの一定の期間（1カ月以上）において、収入が大幅に減少（前年同期比概ね20%以上の減）した場合について1年間納税を猶予。
- ▷ 一時の納税が困難と認められる場合に適用。
 - ・少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮するなど納税者の置かれた状況に配慮し適切に対応。
 - ・収支や財産状況を示す書類の提出が必要。提出が困難な場合は口頭説明も可能。
- ▷ 担保は不要。
- ▷ 延滞税は免除。

【申請手続】

令和2年6月30日、又は納期限（申告納付期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。なお、申請書のほか、収入や現預金の状況がわかる書類を提出する必要がありますが、提出が難しい場合には、口頭で状況を説明します。

また、本特例は、既に納期限が過ぎている未納の国税、地方税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡って特例を適用することができます。

【適用時期】

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税、地方税について適用されます。

2 欠損金の繰戻しによる還付の特例

これまで、中小企業者等（資本金の額が1億円以下の法人など）が利用可能だった青色欠損金の繰戻し還付制度について、**資本金の額が1億円超10億円以下の法人**も利用可能となりました。ただし、大規模法人（資本金の額が10億円を超える法人など）の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等は除かれます。

【適用時期】

令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終

了する各事業年度に生じた欠損金に適用できます。

3 テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

中小企業経営強化税制の対象設備である特定経営力向上設備等に、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に記載された遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備が、テレワーク等のための設備投資に係る新たな類型（デジタル化設備）として追加されます。

具体的には、以下の特定経営力向上設備等を取得等した場合、**即時償却又は7%（資本金が3,000万円以下の法人は10%）の税額控除**が適用できます。

新たな類型（デジタル化設備）

- （要件）遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備
- （対象設備）機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア

【適用時期】

令和3年3月31日までに取得をして事業の用に供した場合に適用されます。

4 消費税の課税選択の変更に係る特例

消費税の課税事業者選択届出書（課税事業者選択不適用届出書を含む）については、原則として課税期間の開始前に提出する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症により、経営に大きな影響を受けている事業者につき、次の適用要件に該当するときは、税務署に申請し、税務署長の承認を受けることにより、**課税期間の開始後であっても、課税事業者を選択する（又はやめる）ことが可能となる特例**が設けられます。

適用要件

- ① 特例に係る法律の施行（令和2年4月30日）後に申告期限が到来する課税期間において、
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの期間の内、**一定期間（1カ月以上の任意の期間）の収入が、著しく減少（前年同期比概ね50%以上減少）した場合**で、かつ、
- ③ 当該課税期間の申告期限までに申請書を提出した場合
 - （注1）原則として、消費税の申告期限は以下の通りです。
 - ▷ 法人：課税期間の終了日の翌日から2カ月
 - ▷ 個人：課税期間の翌年の3月末
 - （注2）国税通則法11条（災害等による期限の延長）の規定に基づく期限延長については、最寄りの税務署にご相談ください。

なお、本特例の適用を受けて、課税事業者を選択する場合は、**課税事業者を2年間継続する必要はありません。**

【適用時期】

特例法の施行日（令和2年4月30日）以後に確定申告書の提出期限が到来する課税期間について適用されます。

5 中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の措置のため、厳しい経営環境に直面している（※）中小企業者等に対して、**令和3年度課税の1年分に限り、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする措置**が講じられます。

（※）令和2年2月～10月までの**任意の3ヶ月間**の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

【適用時期】

令和3年1月31日までに、**認定経営革新等支援機関等**（税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など（税理士、公認会計士、弁護士など））の認定を受けて各市町村に申告した者に適用されます。

6 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、適用対象を拡充した上で、生産性向上特別措置法の改正を前提に、令和5年3月31日まで適用期限が2年間延長されます。

適用要件▷ 対象資産に、**事業用家屋と構築物**を追加

- ・事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの
- ・構築物は旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のもの

※事業用家屋・構築物とともに、**中小事業者等の認定先端設備導入計画に位置付けられたもの**

▷ 生産性向上特別措置法の改正を前提に令和4年度までの2年間に限り延長（令和5年3月31日まで）

7 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税措置

公的金融機関や銀行等が、新型コロナウイルス感染症で経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書のうち、令和3年1月31日までに作成されるものについて、**印紙税が非課税**となる措置が講じられます。

なお、特別貸付けとは、当該機関が行う他の金銭の貸付け条件に比し特別に有利な条件で行うものをいいます。

（注）施行日の前日（令和2年4月29日）までに作成され

たものにつき印紙税が納付されている場合には、当該納付された印紙税については、過誤納金とみなして還付されます。

8 住宅ローン控除の適用要件の弾力化

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等によって住宅への入居が遅れた場合でも、定められた期日までに住宅取得契約が行われている等の一定の場合には期限内に入居したのと同様の住宅ローン控除を受けられるよう、適用要件が見直されました。

適用要件

(1) 住宅ローン控除の控除期間13年間の特例措置

（入居期限：令和2年12月31日⇒令和3年12月31日）

- ① 注文住宅の新築は令和2年9月末、分譲住宅、既存住宅の取得や、増改築等は令和2年11月末までに契約が行われていること
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響で、注文・分譲・既存住宅又は増改築等の住宅への入居が遅れたこと

(2) 既存住宅を取得した際の住宅ローン控除の入居期限要件（取得日から6ヶ月以内⇒増改築等完了の日から6ヶ月以内）

- ① 既存住宅取得の日から5ヶ月後まで、又は関連税制法の施行の日（令和2年4月30日）から2ヶ月後まで、いずれかの期日までに増改築等の契約が行われていること
- ② 取得した既存住宅に行った増改築等について、新型コロナウイルス感染症の影響で、増改築等後の住宅への入居が遅れたこと

9 その他の項目・**自動車税、軽自動車税環境性能割の臨時の軽減の特例措置の延長**

自動車税、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限が6ヶ月延長され、令和3年3月31日までに取得した自家用乗用車（登録車・軽自動車）について適用されます。

・**耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化**

耐震基準不適合既存住宅を取得後に耐震改修した場合の不動産取得税の特例措置について、当該住宅をその取得の日から6ヶ月以内に入居できなかった場合でも、一定の要件を満たせば、令和3年度末（令和4年3月31日）までの入居分については、当該特例措置を適用できるなど所要の措置が講じられます。

・**文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用**

政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻しを請求しなかった場合には、一定の条件のもと、放棄した金額について、寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象となりました。



公益財団法人

全国法人会総連合〒160-0002 新宿区四谷坂町5-6
FAX : 03-3357-6682

全法連ホームページ

新型コロナウイルスに関する対策リンク集



法人会の経営者大型組合保険制度
広げよう
企業保障の
大きな傘を

就業障がい状態によるリタイアリスクから 会社と家族をまもります

総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)
無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)

AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。

Daido 大同生命保険株式会社
大分支社中津営業所/
大分県中津市中央町1-4-5(大分合同新聞中津支社ビル2F)
TEL 0979-22-0386

AIG AIG損害保険株式会社
大分支店/
大分県大分市城崎町1-3-31(富士火災大分ビル6F)
TEL 097-534-1400

F-2018-1045(2019年3月27日)

法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

これからの医療の進歩を見据え、 「生きるためのがん保険」を 新しくします。

**アフラックは
がん保険
契約件数
No.1**

平成29年度「イシュアラーン生命保険統計簿」

＼NEW／
**生きるための
がん保険 1 Days**

＼NEW／
女性特有のがんにも手厚い
**生きるための
がん保険 1 Days**

＼NEW／
あなたの保障を最新化
**生きるための
がん保険 1 プラス**

「生きる」を創る。
Aflac アフラック

大分支社 〒870-0034 大分県大分市都町1-2-19 大分都町第一生命ビル7F
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

◎商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

資料請求はインターネットでお気軽にどうぞ!

アフラック 法人会 検索

法人会がん保険制度
全国法人会総連合